

令和8年度
国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区排水解析検討その他業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度 国営土地改良事業地区調査角田丸森地区排水解析検討その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、角田丸森地区における事業計画策定のため、排水解析の検討、気候変動を考慮した阿武隈川水位による影響検討及び田んぼダムの効果検討を行うことを目的とする。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする実施場所は、宮城県角田市及び伊具郡丸森町地内で、別添1に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

- 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
 - (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画書作成時
- 2) 排水解析検討の基礎諸元整理段階
- 3) 湛水面積集計段階
- 4) 田んぼダムの検討ケース作成段階
- 5) 阿武隈川水位、田んぼダム効果の湛水面積等影響整理段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、本業務による照査は、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書

に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」(平成31年4月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

なお、土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」は、令和7年4月に改定されているが、本業務は、原則、平成31年4月版を適用するものとする。

(設計条件)

第2-2条

本業務で排水解析を行う際の諸元等は、以下のとおり考えている。

(1) 計画基準雨量

1/30 年確率雨量(検討ケースの確率雨量は、別紙1 作業項目内訳表のとおり。)

(2) 外水位波形

2006 年10 月5～10日の実測水位波形

(3) 排水解析手法

湛水域：遊水池モデル

地区内河川：不定流モデル

(4) 主要施設

本地区の主要施設となる排水機場名及び諸元は、以下のとおりである。

施設名	諸元等	排水先	備考
江尻排水 機場	計画排水量：62.0m ³ /s ポンプ：口径 φ2600 4台 原動機：ディーゼル 4台	尾袋川	既設利用 (隔壁等改修)
江尻第2 排水機場	計画排水量：38.0m ³ /s ポンプ：口径 φ2000 4台 原動機：ディーゼル 4台	阿武隈川	新設
小田排水 機場	計画排水量：9.7m ³ /s ポンプ：口径 φ1200 3台 原動機：ディーゼル 3台	阿武隈川	新設
堀切排水 機場	計画排水量：8.8m ³ /s ポンプ：口径 φ1200 3台 原動機：ディーゼル 3台	阿武隈川	新設(旧堀 切排水機場 撤去)

(作業条件)

第2-3条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期、日程等の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。

(参考図書)

第2-4条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-5条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和2年度 ICTモデル業務 角田地区排水計画策定業務 報告書	1 式
2	令和2年度 ICTモデル業務 角田地区排水管理設備実施設計他業務	1 式
3	令和3年度 ICTモデル業務 角田地区排水管理施設効果算定業務	1 式
4	令和4年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業推進検討業務 報告書	1 式
5	令和5年度 ICTモデル業務 角田地区ICT排水管理施設効果検証業務	1 式
6	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域小田排水機場他構想設計業務 報告書	1 式
7	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区江尻排水機場他基本設計その他業務 報告書	1 式
8	(河川管理者提供資料) ・令和4年度 流域水害関連検討業務 報告書 ・令和5年度 流域水害関連検討業務 報告書	1 式
9	その他必要となる資料	1 式

(参考図書及び貸与資料等の取扱い)

第2-6条

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第２－７条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	関 連 業 務	業務実施期間 (予定)
1	令和８年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区受益面積精査及び経済効果算定（その２）業務（仮称）	令和８年５月～ 令和９年３月
2	令和８年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区河川協議基礎資料作成その他業務（仮称）	令和８年６月～ 令和９年３月

第３章 作業内容

(作業項目及び数量)

第３－１条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は、別紙１作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
１．準備作業	１式	
２．排水解析の検討	１式	
３．気候変動を考慮した阿武隈川水位による影響検討	１式	
４．田んぼダムの効果検討	１式	
５．照査	１式	
６．点検とりまとめ	１式	

(作業の留意点)

第３－２条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (１) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (２) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (３) 第２－４条、第２－５条及び共通仕様書に示す参考図書並びに貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (４) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (５) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (６) 共通仕様書第１－１１条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回打合せには、管理技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所は、阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期及び回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（排水解析検討の基礎諸元整理段階）

第3回 中間打合せ（田んぼダムの検討ケース作成段階）

第4回 中間打合せ（阿武隈川水位、田んぼダム効果の湛水面積等影響整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。

(2) 第2-3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。

(3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合。
- (8) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (9) その他

第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第7-1条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

2) 会議の開催（事務所側の出席者等）については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第8章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

第8-1条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後、に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

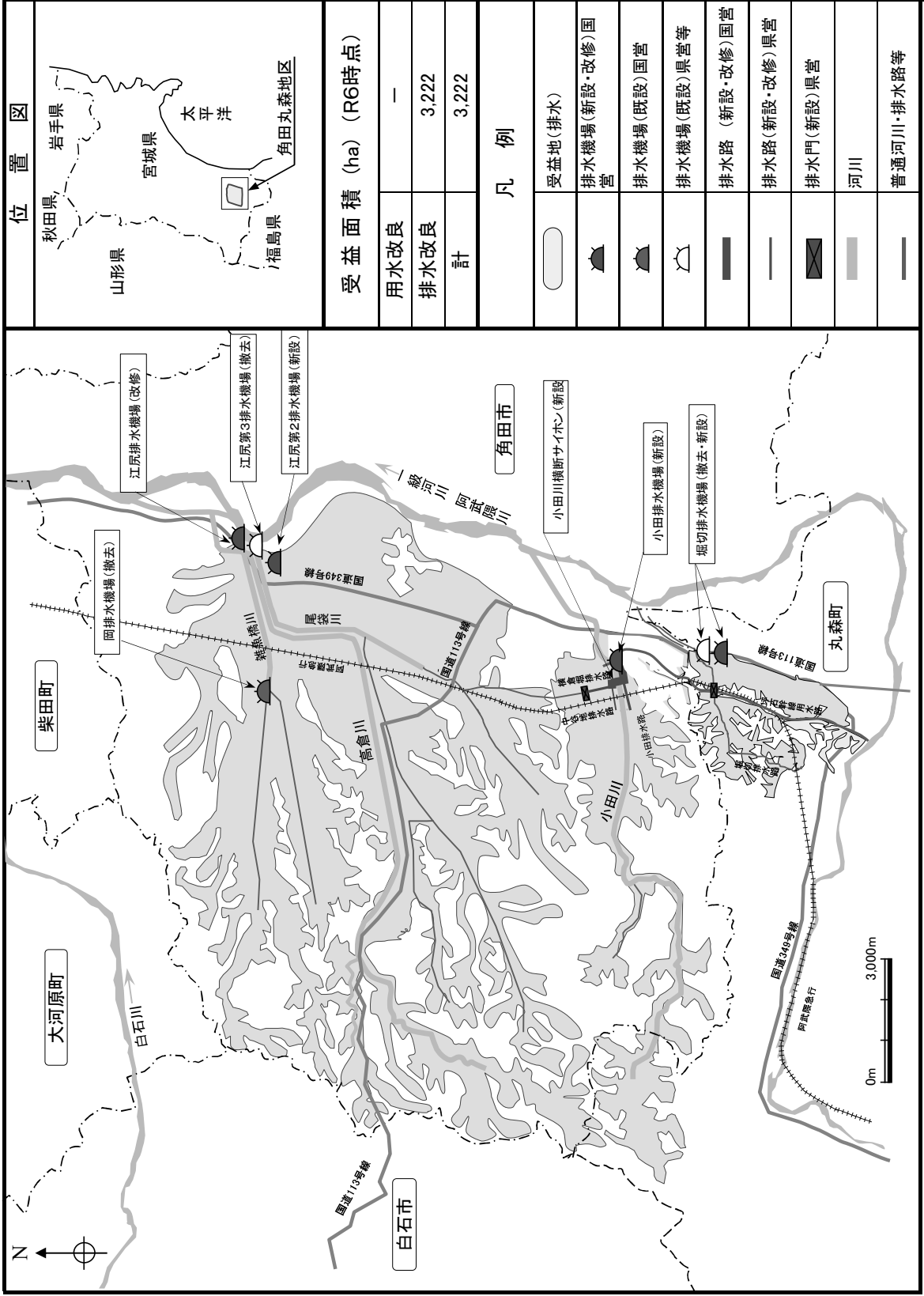
第9章 定めなき事項

(定めなき事項)

第9-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添1 位置図



別紙 1 作業項目内訳表

【設計業務】

作 業 項 目	作業内容	数量	業務対象																																							
1. 準備作業																																										
(1) 資料の検討	排水解析に係る貸与資料を整理・把握し、作業計画を樹立する。	1 式	○																																							
(2) 現地調査	排水解析で考慮する施設等を現地で確認する。	1 式	○																																							
2. 排水解析の検討																																										
(1) 考慮すべき施設の検討	流域水害対策検討業務報告書（河川管理者提供資料）と過年度業務報告書の排水解析資料より、新たに排水解析で考慮する施設を検討する。	1 式	○																																							
(2) 流出解析	貸与する受益面積データを用いて、過年度業務で作成した流出モデルを修正する。修正した流出モデルを活用し、7 ケースの確率降雨（1/2,1/6,1/10,1/20,1/30,1/50,1/150）に対する計画流出量を計算する。	1 式	○																																							
(3) 排水解析モデルの修正	上記2.（1）（2）で検討した結果を用いて、過年度業務で作成した排水解析モデル（現況、計画）の修正を行う。	1 式	○																																							
(4) 排水解析	上記2.（3）で作成した排水解析モデル（現況、計画）を用いて、下記2 ケースの排水解析を行う。また、排水解析結果が、角田丸森地区の整備水準を満足するか検証を行う。 1) 計算ケース 現況 1 ケース：1/30 年確率 計画 1 ケース：1/30 年確率 2) 排水解析手法 湛水域：遊水池モデル 地区内河川：不定流モデル	1 式	○																																							
(5) 排水解析 (効果算定ケース)	上記2.（3）で作成した排水解析モデルを用いて、経済効果算定に必要な、下記、ケースの排水解析を行う。 1) 計算ケース 19ケース <table border="1"><tr><th rowspan="2">排水解析 条件</th><th colspan="7">確率降雨(1/T 年)</th></tr><tr><th>2</th><th>6</th><th>10</th><th>20</th><th>30</th><th>50</th><th>150</th></tr><tr><td>現況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ありせば</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>なかりせば</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 2) 排水解析手法 湛水域：遊水池モデル 地区内河川：不定流モデル	排水解析 条件	確率降雨(1/T 年)							2	6	10	20	30	50	150	現況	○	○	○	○	—	○	○	ありせば	○	○	○	○	—	○	○	なかりせば	○	○	○	○	○	○	○	1 式	○
排水解析 条件	確率降雨(1/T 年)																																									
	2	6	10	20	30	50	150																																			
現況	○	○	○	○	—	○	○																																			
ありせば	○	○	○	○	—	○	○																																			
なかりせば	○	○	○	○	○	○	○																																			
(6) 湛水面積集計	上記2.（5）の結果を基に、湛水深・湛水深時間別面積の整理表（災害防止効果、第1表、第1表の作業表）を作成する。	1 式	○																																							
(7) 湛水区域図の作成	上記2.（5）の結果を基に、災害防止効果算定のための湛水区域図を作成する。	1 式	○																																							
(8) 説明資料の補足検討	過年度作成した説明資料を基に、本業務解析結果を反映した説明資料を作成する。	1 式	○																																							

作業項目	作業内容	数量	業務対象
3. 気候変動を考慮した阿武隈川水位による影響検討			
(1) 確率年毎の諸元整理	河川管理者より提供された水位資料を用いて、下記2ケースの阿武隈川の確率水位を設定する。 1) 確率年 2 ケース：1/10,1/30 年確率 2) 外水位波形 2006 年10 月5～10 日の実測水位波形	1 式	○
(2) 排水解析	2. (3) で作成した排水解析モデル（現況、計画）を用いて、下記各2ケースの排水解析を行う。 1) 計算ケース 現況2 ケース：1/10,1/30 年確率 計画2 ケース：1/10,1/30 年確率 2) 排水解析手法 湛水域：遊水池モデル 地区内河川：不定流モデル	1 式	○
(3) 施設規模の検討	3. (2) の解析結果を踏まえ、整備水準を満足する機場（4 機場）の施設規模の検討を下記1 ケースで行う。 1) 計算ケース 計画1 ケース：1/30 年確率 2) 排水解析手法 湛水域：遊水池モデル 地区内河川：不定流モデル なお、本検討には、排水系統の見直しは含まない。	1 式	○
(4) 湛水面積等影響整理	2. の検討結果と3. (2) (3) の結果を比較し、外水位による影響を整理する。加えて、地元関係機関説明資料の作成を行う。	1 式	○
4. 田んぼダムの効果検討			
(1) 排水解析モデルの修正	2. (3) で作成した排水解析モデル（計画）を用いて、田んぼダムの効果検討のため、排水解析モデルの修正を行う。 なお、田んぼダムの効果検討に適する田んぼダムの位置等条件を3パターン作成し、発注者に確認の上、排水解析モデルの修正を行うものとする。	1 式	○
(2) 排水解析	4. (1) で作成した排水解析モデル（計画）を用いて、下記1 ケース（3パターン）の排水解析を行う。 1) 計算ケース 計画1 ケース：1/30 年確率（3パターン） 2) 排水解析手法 湛水域：遊水池モデル 地区内河川：不定流モデル	1 式	○
(3) 湛水面積等影響整理	2. (4) の結果と4. (2) の結果を比較し、田んぼダムの効果を整理する。加えて、地元関係機関説明資料の作成を行う。	1 式	○
5. 照査	照査計画に基づき、業務節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	○
6. 点検とりまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	○